

令和3年度「人権施策の実施状況」

この文書は、平成14年に施行した「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、平成16年8月に策定した「和歌山県人権施策基本方針」（平成22年2月第一次改定、平成27年2月第二次改定、令和2年3月第三次改定）に則り、令和3年度に和歌山県が実施した人権施策について、公表するものです。

和歌山県人権尊重の社会づくり条例(抄)

(県の責務等)

第2条

4 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について定期的に公表するものとする。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針を定めるものとする。

第1 人権施策の推進

1 人権教育・啓発の推進

(1) 人権教育の基本的な取組

家庭における教育の支援として、保護者に学習機会や情報を提供するとともに、子育てに関する不安や悩みを相談できる体制づくりを支援しました。

学校教育においては、教職員を対象とした校内研修用資料の作成及び配布、学校訪問による指導及び資料集の刊行等を行い、人権が尊重される環境づくりや人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指す教育の一層の充実を図るとともに、子供の人権意識を高めるための教育の推進に取り組みました。

社会教育においては、県内公立小学校及び特別支援学校小学部に在籍する児童の保護者を対象として、様々な人権問題に関する学習機会の充実を図るとともに、広く県民の人権問題に対する理解と認識を深めるため、人権問題に関する学習機会の提供や指導資料等の作成、指導者の養成等を行いました。

識字問題解決のための取組や障害のある人の社会参加や学習活動を支援するための取組を推進するなど、人権課題解決のための社会教育活動の充実を図りました。

また、年齢、国籍に関係なく、学べる機会を提供するため、定時制・通信制高校において「学び直し講座」を実施しています。

(2) 人権啓発の基本的な取組

県民全体の人権意識の高揚を図るため、「(公財)和歌山県人権啓発センター」を核に、参加体験型を中心として学びの場や考えるきっかけと素材の提

供、マスメディアを活用した広報・啓発及び国・市町村・関係団体と連携した啓発活動を展開しました。

特に、「同和運動推進月間（11月1日～11月30日）」「人権を考える強調月間（11月11日～12月10日）」において、講演会の開催等各種啓発活動に重点的・集中的に取り組みました。

また、人権についてより深く学べる講座として、「人権ゼミナール」を全4回開催しました。

さらに、企業や団体が実施する人権研修への講師派遣、企業や団体の研修責任者を対象とした人権研修の実施など、企業等において人権が尊重される職場づくりに向けた取組が一層推進されるよう支援しました。

(3) 特定職業従事者に対する教育・啓発の充実・強化

行政職員、教育職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係職員等を対象とする人権研修を実施するとともに、研修指導者の養成に努めました。

(4) 人材の育成と調査・研究の推進

人権教育・啓発が地域・職場等に浸透するよう、指導者の育成に努めました。

感性が発達する幼児期（3～5歳児）に「思いやり」や「いたわり」の心を育み人権を尊重できる子供を育てることを目的とした「人権感覚を育てよう」プログラムを普及させるため、幼稚園等への出張講座の開催等に取り組みました。

2 相談・支援・救済の推進

人権に関する様々な相談に対し、総合的な窓口や専門的に対応できる窓口を設置するとともに、県広報紙等に人権相談窓口の一覧を掲載し、県民への情報提供を行いました。

県内の各相談・支援機関の連携強化や相談実務担当者の知識・技能向上を図ることにより、相談支援体制の充実・強化に努めました。

人権侵害事件については、行政が主体的に取り組む必要があるとの認識のもと、市町村等と連携して被害者の救済を図るとともに、国に対して被害者の救済に関する法制度の早期整備を要望しました。

第2 分野別施策の推進

1 環境と人権

県民一人一人の環境保全に関する意識の醸成を図るため、環境学習アドバイザー派遣やわかやまこどもエコチャレンジなど環境学習を推進しました。

また、和歌山県地球温暖化防止活動推進センターとともに地球温暖化対策に関する普及啓発活動に取り組みました。その一環として、大人と子供が一緒に環境について学ぶ環境イベント「おもしろ環境まつり」をオンライン開

催しました。これらの活動は、ホームページや「エコの和」（SNS）を通じて広く県民に情報発信しました。

和歌山県ごみの散乱防止に関する条例に基づき、学校等での「出張！県政おはなし講座」の開催のほか、ラジオ等を活用した啓発活動を行いました。

2 情報と人権

県民の「知る権利」を尊重し、また、個人情報を適正に取り扱うため、県職員を対象に情報公開及び個人情報保護制度に関する研修を行うとともに、情報セキュリティ研修や情報漏えい防止のためのコンピューターウィルス侵入対策、各所属に設置した情報セキュリティ管理者による所属内点検の実施等、情報セキュリティの確保に努めました。

住民票の写し等の不正取得を抑止する効果が見込める登録型本人通知制度について、制度の周知と登録の促進を市町村と連携し進めました。

近年、インターネット上で、他人を誹謗中傷する書き込みや差別を助長する書き込み等による人権侵害が発生していることから、地方法務局等と連携してプロバイダ等への削除依頼を行うなど、被害の拡大防止を図りました。

併せて、インターネット上の人権侵害防止を図るために、県広報紙を活用した啓発を行うとともに、インターネットの利用に際しての留意点について考えるシンポジウムや企業の協力を得て参加体験型の講座、市町村職員等に対してインターネット上の人権侵害に関する研修会を実施しました。

3 災害と人権

県民の防災意識の高揚と地域の防災力向上を図るため、防災講習会や啓発の実施、地域防災リーダーの育成等を行いました。

災害発生時の避難等に特に支援を要する避難行動要支援者が、安全に避難できるよう必要となる資機材を整備する市町村に対して支援しました。

障害のある人や高齢者等、避難所生活で特別な配慮を必要とする人のために必要に応じて開設される福祉避難所のうち、障害のある人の特性に配慮したきめ細やかな対応ができる福祉避難所をホームページで公開しました。

また、福祉避難所についての理解の促進を図るため、市町村ヒアリングや会議等を実施し、災害時においても人権が十分に尊重されるよう取組を推進しました。

4 女性の人権

「和歌山県男女共同参画基本計画」に基づき、「和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”」を核に男女共同参画の社会的気運醸成のための啓発を推進するとともに、政策・方針決定過程や働く場、家庭における男女共同参画を推進するため、人材の育成や、広報・啓発の実施及び事業者、市町村等の取組を支援しました。

女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶に向け、関係機関との連携を図り、

啓発・教育、相談、援助及び保護等を実施しました。

特に、若年層への啓発を強化するため、データDV防止出前講座を中学校、高等学校において実施しました。

また、ストーカー行為に対し被害者への支援を実施するとともに、ストーカー加害者に医療機関でのカウンセリングや治療等を推奨する施策を推進しました。

和歌山県立医科大学附属病院内に設置した「性暴力救援センター和歌山」（わかやまmine（マイン））において、関係機関と連携し被害者の緊急医療や心のケア等の総合的な支援を行いました。

警察署等の相談窓口において女性警察官の相談員を配置するとともに、性犯罪被害者に係る診断書料の公費負担等を実施しました。

中学生、高校生を対象に、男女が互いの性を尊重する意識づくり・健康づくりを目的とした思春期講座を実施しました。

子供を産み育てたいと切望するも不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費の助成や専門相談など、経済面・精神面の両面から支援を実施しました。

思春期から生涯に渡り直面する女性特有の様々な健康問題についての総合的な相談を各保健所で実施しました。

育児・介護等により家庭等で仕事をすることを希望する女性等を応援するため、テレワークを紹介するイベントや研修会を開催するとともに、企業において働きやすい職場づくりを推進するため、企業向けにテレワーク導入セミナーを開催しました。

企業・団体における女性活躍の推進に向け、女性の能力が十分發揮でき、継続して働きやすい職場環境整備を促進するため「女性活躍企業同盟」の参加企業・団体の拡大に取り組みました。

また、経営層から若手女性従業員までそれぞれの役職等に対応した階層別セミナーを実施しました。

仕事と子育てが両立できる社会の実現に向け、「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」において、行政と企業とが連携し、結婚や子育てについての社会機運の醸成を図りました。

働きやすい職場環境づくりに向け、中小企業融資制度の対象に「託児施設」や「女性更衣室」の設備を追加しており、事業者の設備投資を促進しました。

結婚・出産等で離職した女性等の再就職を支援するため、企業との協働による和歌山独自の就活サイクルの取組を推進しました。

子育てしながら就職に必要な知識・技能を習得できるよう、託児サービスが利用できる職業訓練を実施しました。

5 子供の人権

子育てに関するワークショップや幼児期から人権感覚を育むための出張講座、スポーツ体験を通じて思いやりや相手を大切にする人権感覚を養うことを目的として「ハンドサイクルを体験してみよう」を開催しました。

「和歌山県子供・若者計画」、和歌山県子ども・子育て支援事業支援計画「紀州っ子健やかプラン2020」に基づき、市町村と連携した子供・子育

て支援の充実を図りました。

児童虐待問題が深刻化する中、「和歌山県子ども虐待防止基本計画」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、一時保護、里親制度の普及等に取り組みました。児童相談所においては、児童虐待対応を含む全ての相談・支援を一貫して行うとともに、相談員による24時間対応の電話相談を実施しました。

児童養護施設等の入所者及び退所者が円滑に自立できるよう、資格の取得費用や生活費等の貸付による支援を実施しました。

子育てしやすい環境づくりに向け、保育所、幼稚園等における多様な保育サービスの実施を支援するとともに、電話による救急医療相談及び保護者や子供に対する悩み事相談を実施しました。

保育人材確保のための保育士修学資金等貸付事業や保育所等の施設整備等を支援し、待機児童の解消対策を図りました。

青少年の健全育成を図るため、「和歌山県青少年健全育成条例」に基づき、非行防止、有害環境の浄化対策を実施しました。

児童生徒の規範意識の向上、非行防止及びいじめ問題の解決を図るため、少年サポーターによる非行防止教室や相談活動等を実施するとともに、いじめや暴力等の防止に取り組むため、中学校に学校支援センターを派遣し、生徒への指導や教職員への助言等を行いました。

少年の非行防止、健全育成及び立ち直り支援の充実を図るため、地域の中核となる人に少年警察ボランティアを委嘱し、非行少年等の早期発見のための補導、被害少年の保護に向けた少年相談、少年を取り巻く有害環境の浄化及び非行防止のための啓発活動を行いました。

教育委員会及び警察本部等と連携したネットパトロールの実施やインターネットを利用する際の情報モラルやマナーの向上を図るための啓発活動を行うとともに、県内全ての小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員を対象とした「ネット指導教員養成講座」を開催しました。

薬物乱用防止に関する啓発活動やメール及び電話による相談窓口を設置したり、「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例」に基づく知事監視製品の指定を行いました。

県内3か所に設置している「若者サポートステーション With You（ウィズ・ユー）」において、働くことに不安のある若者の職業的自立支援を行うとともに、併設の若者総合相談窓口において若者のあらゆる相談に対応するなど、総合的な若者支援に取り組みました。

「和歌山県子供・若者計画」に基づき、子供・若者育成支援施策の一層の推進を図りました。

児童生徒の直面する課題解決に向け、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に「スクールカウンセラー」を配置し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るとともに、「スクールソーシャルワーカー」を配置し、関係機関との連携を図り、不登校やいじめ問題等の未然防止、早期発見、早期対応に取り組みました。

また、「不登校児童生徒支援員」を配置し、別室登校児童生徒への学習支援や登校支援を行うとともに、「訪問支援員」を配置し、自宅に閉じこもり

がちな児童生徒の家庭を訪問して学習指導等を行いました。

特に、いじめ問題については、「和歌山県いじめ防止基本方針」及び各学校における「学校いじめ防止基本方針」に基づき、社会総がかりでのいじめ防止の取組を推進するとともに、弁護士等の外部専門家による学校サポートチームの運用、いじめ対応マニュアル等の活用、メール及び電話による相談事業を行いました。

また、不登校児童生徒の学校復帰と進路選択の基盤となる学力が身につくよう、ICTを活用した学習支援を実施しました。

警察本部においても、メール及び電話による相談窓口を設置し、いじめ問題の早期解決を図りました。

不登校を解消するため、「不登校問題対応の手引き」及び「不登校対応基本マニュアル」を活用し、不登校問題の未然防止や解消に向けて取り組みました。

子供が発するSOSを見逃さないための対応マニュアルを活用するなど、子供の安全・安心を守る取組の促進を図りました。

地域とともにある学校づくりをめざし、学校、地域がともに学校の運営に取り組む「きのくにコミュニティスクール」を推進しました。

「教育相談電話」及び「子供SOSダイヤル（24時間対応）」により、児童生徒や保護者からの相談に直接応じるとともに、中学校及び高等学校の生徒を対象にLINEによるSNS相談「和歌山県SNS相談@」窓口を設置し、相談に応じました。

ひとり親家庭の孤立防止及びひとり親家庭支援制度の周知徹底を図るために、ひとり親家庭に対し、居宅等への訪問や、児童扶養手当現況届期間中の出張相談を行いました。

「和歌山県子供の貧困対策推進計画」を令和4年3月に改定し、その計画に基づき、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図りました。

全ての子供たちが安心して地域の大人とかかわり、社会性をはぐくむ場として、食事を提供し、学習支援や地域交流の拠点となる子供の居場所づくりに取り組んでいる団体を支援するとともに、主に小学校4年生から6年生を対象に、学習支援や地域の大人との交流の機会を提供する、公民館等を活用した「子どもの居場所づくり」を推進しました。

経済的事情により、高等学校や大学等の修学が困難な生徒に対して、奨学金等の貸与を行うとともに、進学意欲と学力が高いにもかかわらず、経済的な理由により大学等への進学が困難な学生を支援しました。

6 高齢者の人権

全国に先行する形で高齢化が進行する中、「高齢者が安心して、いきいきと暮らすことができる和歌山」の実現をめざして、「わかやま長寿プラン2021」に基づき、高齢者の人権を尊重した介護サービスの推進や高齢者虐待防止をはじめとする高齢者の人権に関する啓発活動、地域社会活動への参画や就労機会の確保支援等の生きがい対策を推進しました。

介護を必要とする状態になることを予防する取組、認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動や認知症サポーターの養成等を推進しました。

若年性認知症の人やその家族の負担を軽減するため、若年性認知症コーディネーターを配置し、本人や家族への寄り添いや福祉サービス等への同行支援等を実施しました。

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、住民や関係機関が相互に連携協力し、地域における見守りや支え合いの取組を推進しました。

高齢者をはじめとするすべての人の移動及び施設の利用の利便性と安全性の向上を図るため、公共交通機関、公共的施設等のバリアフリー化を促進しました。

運動機能が低下し支援が必要となった高齢者が再び自立した生活を送れるよう、市町村への人的支援や人材育成等、自立支援型ケアを推進しました。

ボランティアやNPO活動など、高齢者の方が社会参加活動を通して生きがいと健康づくりを促進するため、「わかやま元気シニア生きがいバンク」を実施しました。

7 障害のある人の人権

障害のある人もない人も社会の一員として互いに人権を尊重し合い、支え合って共に生きる「共生社会」を実現するため、「紀の国障害者プラン2018」に基づき、障害や障害のある人に対する県民の理解を深めるための啓発活動を行うとともに、特別支援教育の充実、地域生活を支えるための相談支援体制及び生活の場となるグループホーム等の整備充実を図りました。

県内7か所の障害者就業・生活支援センターにおいて生活面、就労面の一体的な支援を行うとともに、職業訓練やジョブサポーター派遣等による総合的な就労支援策を推進しました。

企業における障害者雇用並びに障害者就労施設等からの物品や役務の調達の促進に取り組みました。

また、県においても、障害のある人の雇用促進に取り組むとともに、職員本人や職場の支援担当者等の相談窓口として「障害者職業生活相談支援員」の設置や、職員の障害に関する理解促進を図るための研修など、働きやすい職場環境整備に取り組みました。

全国障害者芸術・文化祭わかやま大会を開催するとともに、障害のある人の芸術文化活動を支援しました。

障害のある人の社会参加を促進するため、県有施設をはじめ多数の人が利用する施設や公共交通機関等生活空間のバリアフリー化に取り組むとともに、「和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度」を実施するなど、障害のある人などのための駐車区画の適正利用を推進しました。

IT等を活用した情報のバリアフリー化の推進等コミュニケーション支援体制の充実を図りました。

障害者虐待の未然防止と早期対応を図るため、虐待防止に関する普及啓発や研修等に取り組みました。

障害の特性や、障害のある人が必要としている配慮について理解し、困っている場面で積極的にサポートする「あいサポート運動」を推進するとともに、外見から障害等のあることのわからない人が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の交付や、新型コロナウイルス感染予防のためのマスク等の着用が、障害等の様々な原因により困難であることを周囲に理解してもらうための「意思表示カード」を交付するなど、誰もが暮らしやすい社会づくりに取り組みました。

身近な地域で発達障害についての相談・支援を受けられるよう、和歌山県発達障害者支援センター（ポラリス）に発達障害者地域支援マネージャーを配置するとともに、市町村職員等に対して専門的知識・技術を習得できる研修を実施し、相談・支援体制の強化を図りました。

手話言語条例に基づき、手話の普及や習得の機会の確保など手話を使いやすい環境づくりを進めました。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき設置している和歌山県障害者差別解消支援地域協議会において、障害者差別に関する相談対応等について、情報共有を図るとともに、障害に対する理解や障害のある人の社会参加のために必要な支援等を広げるための取組を推進しました。また、「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県職員対応要領」「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県教育庁及び学校以外の教育機関の職員対応要領」「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県立学校職員対応要領」「和歌山県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、職員一人一人が障害の特性や障害のある人に対する理解を深め、必要な配慮を適切に提供できるよう取り組みました。

8 同和問題（部落差別）

平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」において、地方公共団体は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指すことが求められていることや、本県においても今もなお部落差別が発生していることなどから、令和2年3月に「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行（令和2年12月一部改正）し、行政、県民、事業者等が一体となって、部落差別の解消に取り組んでいます。

条例の趣旨などについては、リーフレットやポスターをはじめ、広報紙やテレビなどの県広報媒体等を活用して、県民や事業者等に対して周知するとともに、隣保館をはじめとする市町村の職員や企業の研修責任者、また、県内の相談・支援機関等で構成する和歌山県人権相談ネットワーク協議会会員等を対象とした研修会において説明するなど、あらゆる機会を通じて周知を行いました。

また、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発資料等を作成するとともに、「同和運動推進月間（11月1日～11月30日）」において特別講演会を開催するなど集中的な啓発活動に取り組みました。

さらに、（公財）和歌山県人権啓発センターや人権局、各振興局において、

同和問題（部落差別）に関する相談に対応するとともに、同和問題（部落差別）に悩んでいる人からの相談に、相談担当者が適切に対応することができるよう、和歌山県人権相談ネットワーク協議会や人権局・各振興局等人権担当職員研修を開催し、相談担当者の資質向上を図りました。

人権侵害事件に対しては、市町村等と連携を図りながら、本条例に基づき取り組みました。

また、学術研究機関と連携を図りながら、インターネット上の同和問題に係る差別書き込みに関するモニタリングを実施し、他人を誹謗中傷する書き込みや差別を助長する書き込みの特定を行いました。特定した差別書き込みについては、プロバイダに対して削除要請を行うとともに、地方法務局からもプロバイダに対して削除要請するよう依頼し、被害の拡大防止を図りました。併せて、市町村職員等に対しては、インターネット上の人権侵害の現状や県のモニタリングの取組内容に関する研修会を開催するとともに、県と市町村のモニタリングに関する連携を図るために情報交換会を行い、県民に対しては、インターネットの利用に際しての留意点について考えるシンポジウムや参加体験型の講座を実施しました。

さらに、産業・就労や教育等において残されている課題の解決に向けて取り組みました。

教職員、保護者、社会教育関係者等を対象に、部落差別の学習手引書として、人権学習パンフレット「部落差別の解消に向けて～差別のない社会をめざして～」を作成しました。

9 外国人の人権

外国人が安心して暮らせる環境づくりに向けて、外国人に対する理解と認識を深めるための講座開催による啓発や相談支援を実施するとともに、日本語指導が必要な児童生徒の実態に即した教育環境の整備を行いました。また、外国語による対応が可能な医療機関の情報提供を実施するとともに、外国人対応に関する医療機関からの電話相談窓口を設置しました。

外国人に対し、新型コロナウィルス感染症予防に関する情報提供を多言語で行うとともに、新型コロナウィルス感染症関連の相談に対応しました。

また、外国人向け防災ガイドやDVDの配布をはじめとする外国人等への災害予防対策に取り組みました。

さらに、ヘイトスピーチ解消法について県民の理解を深めるため、県内ラジオ放送による周知を行いました。

10 感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者等の人権

ハンセン病やHIV等の感染症、難病に対する差別や偏見を払拭するため、正しい知識の普及啓発に取り組みました。

障害者総合支援法に基づき、難病等の方々を対象に関係機関の連携による障害福祉サービス等の支援を行いました。

指定難病及び小児慢性特定疾病等に対する医療費助成等により良質かつ適

切な医療の提供を図るとともに、県立保健所や難病・子ども保健相談支援センターを中心に、難病患者や長期の療養を要する子供とその家族への相談支援を実施しました。

在宅で療養する難病患者の家族の体力的・心理的負担を軽減するため、在宅難病患者の家族への支援を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症が発生し、未知のウイルスである新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、感染者やその家族、医療従事者等への誹謗中傷等が発生していることなどを受け、令和2年12月に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を施行し、誹謗中傷等が行われない社会を実現するための施策に取り組みました。

条例の趣旨などについては、リーフレットをはじめ、広報紙やテレビなどの県広報媒体等を活用して、県民や事業者等に対して周知するとともに、市町村職員や、県内の相談・支援機関等で構成する和歌山県人権相談ネットワーク協議会会員等を対象とした研修会において説明するなど、あらゆる機会を通じて周知を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等に関する専用の相談窓口「コロナ差別相談ダイヤル」を設置し、新型コロナウイルス感染症に係る人権相談に対応し支援しました。加えて、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等に悩んでいる人からの相談に、相談担当者が適切に対応することができるよう、和歌山県人権相談ネットワーク協議会や人権局・各振興局等人権担当職員研修を開催し、相談担当者の資質向上を図りました。

また、インターネット上の新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等に関するモニタリングを実施し、他人を誹謗中傷等する書き込みや差別を助長する書き込みの特定を行いました。特定した差別書き込みについては、プロバイダに対して削除要請を行うとともに、地方法務局からもプロバイダに対して削除要請するよう依頼し、被害の拡大防止を図りました。併せて、市町村職員等に対して、県のモニタリングの取組内容についての研修を行いました。

さらに、県民に対して、誹謗中傷等を行わず、人権に配慮して行動いただぐため、広報紙やホームページ、SNS等を活用した啓発を行うだけでなく、新型コロナウイルス感染症に関する人権講演会や研修会も開催しました。併せて、誹謗中傷等は名誉毀損罪や業務妨害罪などの刑事上の責任が問われ、懲役などの刑事罰が科される場合があるだけでなく、被害者から損害賠償を請求されたりする場合もあり、被害者のみならず、誹謗中傷等を行った人自身の人生も変えてしまうことを、広報紙やテレビなどの県広報媒体等及び啓発チラシにより周知しました。

11 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者等の現状や支援の必要性について県民の認識を深めるため、民間団体と連携した広報啓発活動や犯罪被害者等からの相談に対し、必要な情報提供や助言を行いました。

平成31年4月に、「和歌山県犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被

害者等を対象とした、無料弁護士相談制度と、被害後の経済的支援を目的とした生活資金貸付制度を運用しています。

令和2年4月には、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「和歌山県犯罪被害者等支援基本計画」を策定しました。また、条例・計画の周知のため、市町村担当者を対象とした研修会や、警察・紀の国被害者支援センターと合同での啓発活動等を実施しました。

また、犯罪被害者等の再被害防止及び重大な犯罪の未然防止を図るために、警察等関係機関と連携を強化するとともに、定期的に県内の自主防犯組織に対して効果的な防犯の取組や犯罪の手口等について情報を提供しました。

12 自殺

平成30年4月に策定された、「和歌山県自殺対策計画」をもとに、市町村及び民間団体と協力し相談員等の養成、電話等による相談支援、自死遺族へのケア、自殺ハイリスク地における自殺防止のパトロール強化、自殺企図者に対して、衣食住の提供や健康診断の実施により、生活基盤の安定を図り、自立を支援しました。

障害福祉課と和歌山県精神保健福祉センターで設置する和歌山県自殺対策推進センターにおいて、自死遺族等への相談支援を行うとともに、自殺に関する正しい知識の啓発、24時間365日の電話相談、LINEによるSNS相談、自殺の再企図防止を目的とした自殺未遂者支援事業を二次救急医療機関に拡大する等の自殺対策を進めました。

13 ひきこもり

和歌山県精神保健福祉センターに設置している和歌山県ひきこもり地域支援センターにおいて、電話相談窓口の設置やひきこもり者を家族に持つ方への支援等を行いました。

また、県内のひきこもり支援関係機関等の従事者を対象にした人材養成研修会を実施し、支援に必要な知識や技術等の理解を深めました。

14 刑事手続きに関わりをもった人

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識をなくすため、啓発活動を進めました。

和歌山県地域生活定着支援センターを拠点に、刑務所等の矯正施設から出所する人のうち、福祉的な支援を必要とする高齢者や障害のある人の社会復帰を支援しました。

令和3年5月には、犯罪をした者等を社会復帰へとつなぐための支援を推進し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「和歌山県再犯防止推進計画」を策定しました。また、計画の周知のため、市町村担当者を対象とした研修会を実施しました。さらに、県民の再犯防止への理解を深めるため、啓発物品やポスターを作成し、市町村等に配布するとともに、庁舎への掲示

等を依頼しました。

15 ホームレス

ホームレスに対しては、生活保護を適用し自立を支援するとともに、「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施し、状況を把握しました。

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある生活困窮者が困窮状態から早期脱却できるよう自立相談や就労支援に取り組みました。

16 L G B T や性同一性障害のある人等の人権

L G B T や性同一性障害のある人等に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発冊子の作成や社会教育・学校教育関係者等を対象にした研修会を開催しました。

夫婦等が対象の県の行政サービス・制度について、原則、法律婚、事実婚、同性カップルを同様に取り扱うよう制度を変更しました。

性別欄のある申請書等について、原則、性別欄を廃止・自由記述等としました。

和歌山県男女共同参画センター“りいぶる”、県立保健所及び和歌山県精神保健福祉センター、（公財）和歌山県人権啓発センターなどにおいて、性的指向や性同一性障害等に関する相談を受け支援を実施しました。

17 働く人の人権

企業等に対して、ハラスメント防止等をはじめとする人権が尊重される職場づくりに向け、計画的・継続的な研修実施を働きかけるとともに、企業等の自主的・主体的な人権尊重の活動を支援しました。

また、本人の資質等に関係のない不当な扱いの防止や相談窓口の設置、育児・介護等をしながら就業を継続できる職場環境の整備に向けた働きかけや長時間労働防止のための啓発、支援を行うことにより、働く人一人一人がそれぞれの個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて関係機関と連携し取り組みました。

さらに、本人の資質・能力に関係のない理由で不利益をこうむることがない公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等が図られるよう啓発に取り組むとともに、高齢者や障害のある人等に対する就労支援を行いました。

企業や団体において、仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを進めるため、「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」において、参加企業の取組を周知するなど、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを促進しました。

企業や団体における女性の活躍に向けた取組の充実・拡大を図るため、「女性活躍企業同盟」において、優れた取組を行う企業や団体の顕彰や、各種セミナーの開催など女性の能力が発揮できる環境づくりの取組を促進しました。

18 北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮による日本人拉致問題に対する県民の関心と認識を深めるため、啓発を行いました。

第3 人権行政の推進体制等の整備

1 人権行政の推進体制等の整備

(1) 県の推進体制

人権施策の全庁的な推進組織である和歌山県人権施策推進協議会を中心に、関係部局の密接な連携を図ることにより、「和歌山県人権施策基本方針」に基づく施策の効果的な推進に努めました。

(2) (公財)和歌山県人権啓発センターの充実

人権に関する情報収集・発信、人材育成、並びに効果的な啓発活動の実施や人権に関する様々な相談への対応を通して、人権教育・啓発活動を総合的に推進する拠点である(公財)和歌山県人権啓発センターの充実を図りました。

(3) 国、市町村、関係団体等との連携

和歌山地方法務局、県人権擁護委員連合会、県、市町村、(公財)和歌山県人権啓発センターで構成する県人権啓発ネットワーク協議会により、「人権週間」における集中的な啓発等に取り組みました。

市町村が取り組む人権施策に対する助成を行いました。

(4) 県民、企業、NPO等との連携・協働

企業、NPO等の団体と「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を締結し、締結団体に対して研修講師の派遣、人権に関する情報提供等の支援を行うとともに、県内企業等を対象とした講演会を開催しました。

2 人権施策等の公表と基本方針の見直し

県が実施した人権施策について公表をしました。